

議案第14号

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月19日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、高齢者福祉の増進を図るため、西都北老人いこいの家を新設する必要があるによる。

福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例

福岡市立老人いこいの家条例（昭和51年福岡市条例第48号）の一部を次のように改正する。  
別表に次のように加える。

福岡市立西都北老人いこいの家
----------------

福岡市西区北原二丁目
------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。